

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造) 一
- " " (") 一
- " " (西部創造) 二
- " " (東部創造) 二
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (東部創造行田支所) 二
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害者福祉課) 三
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 四
- " " (") 四
- " " (") 五
- " " (") 五
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 五
- 埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定 (") 五
- 県道川越新座線の区域の変更 (") 五

- 県道川越新座線の供用の開始 (川越県土) 五
- 開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 六
- " " (") 六
- 埼玉県建築基準法施行条例に基づく道路の位置の指定 (秩父県土) 七
- 開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土) 七
- 埼玉県立病院料金の収納事務委託 (経営管理課) 七
- 公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定 (選挙委) 八
- 公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定取消し (") 九
- 公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示 (") 九

告示

埼玉県告示第千二十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

この法人は、障害者や高齢者に対して、住み慣れた環境で、自立した生活を営むための福祉サービス事業、介護サービス事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、誰もが健やかに暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日 平成十九年六月二十六日 埼玉県知事 上田清司
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スマイルハウス
- 三 代表者の氏名 平井秀昭
- 四 主たる事務所の所在地 埼玉県上尾市菅谷三丁目八番地二
- 五 定款に記載された目的

- 一 申請のあった年月日 平成十九年六月二十六日 埼玉県知事 上田清司

平成十九年六月十八日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人和楽食生活改善クラブ

三 代表者の氏名

齋藤 豊

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市見沼区大字御蔵八

四番地一五

五 定款に記載された目的

この法人は、主にさいたま市内の障害者に対し、「健やかな食生活と地域の方との触れ合い」を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造する事で福祉の増進に寄与する事を目的とする。

埼玉県告示第千二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県

NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>)により縦覧に供する。

平成十九年六月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 かえる

三 代表者の氏名

駒井 大吉

四 主たる事務所の所在地

埼玉県坂戸市千代田四丁目九番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者に対し、自立生活の支援事業を行い、だれもが心豊かに暮らせる社会を作ることと福祉の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>)により縦覧に供する。

平成十九年六月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さんわ

三 代表者の氏名

小野 正利

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡鷲宮町二丁目七番十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者の方々に対して、介護保険法に基づく居宅サービスや障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等、総合的な福祉サービスをを行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書

が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センター行田支所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>)により縦覧に供する。

平成十九年六月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアフレンドひまわり

三 代表者の氏名

増田 喜代子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市市長野四丁目十七番地十

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ方々や子供達から高齢者にいたる様々な人々に對し、住み慣れた地域社会の中で当たり前になり暮らせる支援を行い、分け隔ての無い明るい地域社会作りに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第十三十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第二項の規定により指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定によ

り次のとおり公示する。
平成十九年六月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

事業者(設置者)の名称	事業者(設置者)の主たる事務所の所在地	事業者の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービス種類	主たる対象とする障害の種類	事業者番号
株式会社セルヴィス	埼玉県越谷市南越谷3-24-11	あかりケアセンター越谷	埼玉県越谷市南越谷3-24-11	平成19年5月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者	1110800305
医療生協さいたま生活協同組合	埼玉県川口市木曾呂13-17	ヘルパーズケーシングわかみや	埼玉県北葛飾郡鷺宮町栄1-13-19	平成19年5月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者	1111125090
特定非営利活動法人健康の森	埼玉県和光市本町15-26	特定非営利活動法人健康の森	埼玉県和光市本町15-26	平成19年5月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者	1112300114
特定非営利活動法人市民サポートなかも	埼玉県所沢市美原町5-2026-7	ケアサポートなかも	埼玉県所沢市美原町5-2026-7	平成19年5月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者	1112500382
有限会社熊谷福祉支援推進事業所	埼玉県熊谷市久保島65-8-23	訪問介護 結の会	埼玉県熊谷市三ヶ尻54-06-1 ミニマンション202号	平成19年5月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者	11113100307
株式会社PIC	東京都練馬区大泉学園町7-19-32	東京介護センター蓮田ステーション	埼玉県蓮田市西新宿4-55	平成19年5月21日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者	11115700104
株式会社富士	埼玉県川口市東本郷11-08-3 ウェルハウス101号	介護のオアシスふじ	埼玉県川口市東本郷11-08-3 ウェルハウス東本郷101号	平成19年6月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者	1110200555
株式会社ウイズネット	埼玉県さいたま市大宮区三橋2-795	ウイズネットホームヘルプサービス川口	埼玉県川口市西青木1-11-9	平成19年6月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者	1110200563
株式会社ひまわりケアサポート	埼玉県上尾市上1172-1 ミニライオン会館1階	株式会社ひまわりケアサポート	埼玉県上尾市上1172-1 ミニライオン会館1階	平成19年6月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者	1111600258
有限会社オグリ	埼玉県和光市新倉1-2-42	オグリ訪問介護事業所	埼玉県和光市新倉1-1-0-56 長栄ハイム103号	平成19年6月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児	1112300122
有限会社カナン	東京都練馬区大泉町3-28-1	ヘルパーズケーシングおむすび	埼玉県和光市丸山台1-9-22 ピアノ105号	平成19年6月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者	1112300130

社会福祉法人めぐみ会 埼玉県入間郡三芳町北 永井381-3	ヘルパーズセンター かしの木	埼玉県入間郡三芳町北 永井381-3	平成19年6月1日	居宅介護・重度訪問介護 者・障害児	1112400070
有限会社在宅福祉支援 推進センター 01	群馬県太田市世良田13 訪問介護センターえがお 01	埼玉県深谷市小前田20 82-1	平成19年6月1日	居宅介護・重度訪問介護 身体障害者・知的障害 者・障害児・精神障害者	1114600321
有限会社エイム 3-32	埼玉県久喜市本町3-1 居宅介護事業所 エイム 3-32	埼玉県久喜市本町3-1 3-32	平成19年5月1日	行動援護	1110900154
株式会社PIC 01	東京都練馬区大泉学園 東京介護センター蓮田又 町7-19-32	埼玉県蓮田市西新宿4 -55	平成19年5月21日	行動援護	11115700104
株式会社三和 01	埼玉県川口市朝日1-1 ミツクケアサービス -606号	埼玉県川口市西青木2 -14-4	平成19年6月1日	行動援護	1110200118
有限会社在宅福祉支援 推進センター 01	群馬県太田市世良田13 訪問介護センターえがお 01	埼玉県深谷市小前田20 82-1	平成19年6月1日	行動援護	1114600321
社会福祉法人上尾あゆ み会 09-2	埼玉県上尾市藤波1-2 たかみだい 09-2	埼玉県上尾市須ヶ谷3 -35-1	平成19年6月1日	共同生活介護	1121600041
社会福祉法人青い鳥福 祉会 60	埼玉県東松山市大谷53 よるべ 60	埼玉県東松山市加美町 6-9	平成19年5月1日	就労移行支援	知的障害者・精神障害者 1113300188
社会福祉法人親愛会 6-4	埼玉県川越市今福289 クークスしんあい 6-4	埼玉県川越市今福424 6-9	平成19年6月1日	就労移行支援・就労継続 支援(B型)	知的障害者・精神障害者 1110400460
特定非営利活動法人み んなのいえ 2-10-6	埼玉県深谷市上柴町西 みんなのいえ 2-10-6	埼玉県深谷市上柴町西 2-10-6	平成19年5月1日	就労継続支援(B型)	知的障害者 1114600305
特定非営利活動法人ま きの木福祉会 76-6	埼玉県深谷市小前田26 フレンドセンターまきの木 76-6	埼玉県深谷市小前田26 75-1	平成19年5月1日	就労継続支援(B型)	肢体不自由者・知的障害 者・精神障害者 1114600313

埼玉県告示第十三十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水
流出抑制施設の設置等に関する条例（平
成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第
一項の規則で定める技術的基準に適合す
ると認めたので、告示する。

平成十九年六月二十六日
埼玉県知事 上田 清司
一 許可番号

第二〇〇六—一〇—〇号

一 雨水流出抑制施設の敷地である土地
の区域

飯能市大字芦荻場字笹井道一七四番
一、一七四番二、一七五番、字中原四
三九番一、四三九番二、四三九番三、
四四〇番一、四四二番、四四三番、四
四四番、四四五番、四四六番、四四七
番一、四四七番二、四四八番、四四九

番一、四四九番二、四四九番三、四五

〇番一、四五〇番二、四五〇番三、四
五〇番四、四五一番、四五三番、四五

四番、四五五番、四五九番一、四六〇
番三、市道第一地区第一五三七号線の
一部、市道第一地区第一五三八号線、
市道第一地区第一五三九号線、法定外
公共物
二 雨水流出抑制施設の容量

埼玉県告示第十三十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水
流出抑制施設の設置等に関する条例（平
成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第
一項の規則で定める技術的基準に適合す
ると認めたので、告示する。

五〇一七・二立方メートル

平成十九年六月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―六一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

北本市北中丸一丁目七五番一、七六番、七七番、七八番、七九番、八〇番

一、八一番、一〇三番、一〇四番一、一〇五番一、一〇六番一

三 雨水流抑制施設の容量

容量 八〇五・〇立方メートル

浸透効果量 〇・〇四六立方メートル毎秒

埼玉県告示第千三十五号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成十九年六月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇六―六一〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地

の区域

鴻巣市大字中井字堀三六七―一四、三六七―一五

三 雨水流抑制施設の容量

一一〇二・九立方メートル

埼玉県告示第千三十六号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成十九年六月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇六―一一〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

児玉郡上里町大字金久保字蓮山三七一番二、三七一番六、三七三番二、三八一番四、三八一番五、三八一番八、字中道四八〇番二、四八二番一

三 雨水流抑制施設の容量

容量 四〇五・〇立方メートル

浸透効果量 〇・八四二立方メートル毎秒

埼玉県告示第千三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年六月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年六月五日

指令東整第一八〇一四四一号

二 検査済証番号

平成十九年六月二十一日第二二十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字上八ッ林字船原町四一―一外一〇筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市加美町一―二〇
埼玉中央農業協同組合
代表理事組合長 中村 正

埼玉県告示第千三十八号

昭和五十年埼玉県告示第八百五十六号(埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について)の一部を次のように

に改正し、平成十九年七月一日から施行する。ただし、第一号口の改正規定は公布の日から施行する。

平成十九年六月二十六日

埼玉県知事 上田清司

第一号イ中「及び川越市」を、「川口市、川口市及び八潮市」に改め、同号ロ

(1)中「及び同郡大井町」を「及びふじみ野市」に、「同郡大井町大字大井」を「ふじみ野市大井」に、「同町鶴ヶ舞三丁目」

を「同市鶴ヶ舞三丁目」に改め、同号ロ

(8)及び(9)中「一般県道玉川熊谷線」を「一般県道ときがわ熊谷線」に改め、同号ロ

(12)中「一般県道福田吹上線」を「一般県道福田鴻巣線」に、「一般県道玉川熊谷線」を「一般県道ときがわ熊谷線」に改め、同号ロ(3)中「一般県道玉川熊谷線」

を「一般県道ときがわ熊谷線」に改め、同号ハ(2)及び(3)中「及びさいたま市」を

「並びにさいたま市及び川口市」に改め、同号ハ(5)中「空間」の下に「並びに川口市及び八潮市の区域」を加え、同号ハ(6)

中「空間」の下に「及び八潮市の区域」を加え、同号ハ中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、(10)を(9)とする。

第三号中「及び川越市」を、「川越市、川口市及び八潮市」に改める。

その関係図面は、平成十九年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十五号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

一 道路の種類 県道
 埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫
 二 路線名 川越新座線
 三 道路の区域

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備	考
	富士見市大字上南畑字市金一〇五〇番二地先から同市大字上南畑字市金一〇五〇番一地先まで				八・九九〃 九・三三二	一九・九六	交通安全対策事業	
					一一・三三二 一五・七八			

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供	用	開	始	の	期	日	備	考
川	越	新	座	線						平成十九年六月二十六日							延長 一九・九六メートル	

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年六月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年六月十一日
 第一九〇〇二七〇号

二 検査済証番号

平成十九年六月二十日

第一九〇〇四六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字山田字山王

二二〇九一六、二二〇九一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字山田二二〇九

服部 幸雄

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年六月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年六月二十一日
 第一八〇一七六〇号

二 検査済証番号

平成十九年六月二十日

第一九〇〇四九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字熊井字鳩山下一九

比企郡鳩山町大字熊井字鳩山下一九

九五―
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡鳩山町大字小用七番地
株式会社 大道産業 代表取締役

松本 繁身

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十号

埼玉県建築基準法施行条例(昭和三十五年埼玉県条例第三十七号)第五十六条の三第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成十九年六月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は住所
第一号	平成十九年五月十五日	秩父郡長瀨町大字野上下郷字砂吹沢一六二六番七、一六四三番二	四・二〇	二四・四五	秩父郡長瀨町大字本野上二四五番地一 株式会社 おちあい不動産 代表取締役 落合 伸彦
第四号	平成十九年六月十五日	秩父郡長瀨町大字本野上字町六六八番三	四・〇〇	三四・六八	秩父郡長瀨町大字本野上二四五番地一 株式会社 おちあい不動産 代表取締役 落合 伸彦

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十二号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

指令行整第一八〇〇七一―号

二 検査済証番号

平成十九年六月十九日第八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字芋莖字下戸塚二六八―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字鴻莖三二二―一

一 エーデルハイツ雅B―二〇二

来須 浩和

一 許可番号
平成十九年六月七日

並木 孝之

埼玉県病院事業告示第十三号

地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三三号)第二十六条の四第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の料金の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成十九年六月二十六日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立循環器・呼吸器病センター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 森 嶷	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで
埼玉県立がんセンター		

埼玉県立小児医療センター	埼玉県立精神医療センター
--------------	--------------

埼玉県選管告示第六十六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成十九年六月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

種類	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人社団松弘会 介護老人保健施設 トワーム熊谷	熊谷市小曾根三三七番一
病院	学校法人埼玉医科大学 埼玉医科大学国際医療センター	日高市大字山根一三九七番地一
病院	医療法人社団彩優会 さつて福祉病院	幸手市大字幸手三四四〇番地一
病院	医療法人社団武蔵野会 介護老人保健施設 グリーンビレッジ 朝霞台	朝霞市大字宮戸三番地
病院	医療法人 川久保病院	さいたま市浦和区東高砂町二九番一八号

老人ホーム	株式会社日本医療事務センター 有料老人ホーム きらめいとガーデン 川口	川口市弥平二丁目二二番一〇号
老人ホーム	社会福祉法人武蔵会 特別養護老人ホーム 清流苑	日高市大字横手四〇一番地五
老人ホーム	社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会 特別養護老人ホーム ななふく苑	入間郡毛呂山町大字西大久保七 六六番地一
老人ホーム	株式会社ツクイ 有料老人ホーム ザ・サンシャイン吉 川	吉川市木売二丁目一一番三三 号
老人ホーム	社会福祉法人敬愛会 特別養護老人ホーム 万葉の郷	北埼玉郡大利根町新川通一〇五 番地の一
老人ホーム	社会福祉法人かつみ会 軽費老人ホーム エンゼルの丘	深谷市今泉六二五番地
老人ホーム	社会福祉法人よし乃郷 特別養護老人ホーム よし乃郷 美し い自然と暮らす馬場館	比企郡ときがわ町大字馬場二五 六番二
老人ホーム	株式会社生活科学運営 有料老人ホーム ライフ&シニアハウ ス川越南 七彩の街	ふじみ野市鶴ヶ岡四丁目一六番 一五号
老人ホーム	社会福祉法人芳清会 特別養護老人ホーム 八瀬の里	川越市大字増形一六四番地
老人ホーム	社会福祉法人安心会 特別養護老人ホーム 所沢かがやきの 里	所沢市大字下新井下流一二四九 番二
老人ホーム	社会福祉法人相愛福祉会 特別養護老人ホーム 蔵の町・川越	川越市末広町一丁目二番一

埼玉県選管告示第六十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定を次のとおり取り消した。

平成十九年六月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

種類	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人 村山病院	朝霞市朝志ヶ丘一丁目七番七号

埼玉県選管告示第六十八号

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成十九年六月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等執行規程(平成七年埼玉県選管告示第十五号)の一部を次のように改正する。

別記第二十四号様式その四を次のように改める。

平成 年 月 日 執行 等 名称 等 及び 比例 代表 等 出 議 院 名 簿 登 載 者 氏 名 掲 示	(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名	(ふりがな) 略称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	何市(区町村)選挙管理委員会

備考

- 一 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙において、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所、期日前投票所又は不在者投票管理者のうち令第二百二十五条の四で定めるものの管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に掲示する場合の様式である。
 - 二 参議院名簿届出政党等の名称の掲示は、法第七十五条第三項の規定によりくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。
 - 三 参議院名簿登載者の氏名の掲載の順序は、同条第四項の規定により、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとする。
 - 四 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」については縦書きとすること。この場合においては、ふりがなを付すこと。なお、使用する文字の大きさは、全ての参議院名簿届出政党等について及び全ての参議院名簿登載者についてそれぞれ同一とすること。また、参議院名簿届出政党等の名称と略称についても同一の大きさの文字を使用することが望ましいこと。
 - 五 各参議院名簿届出政党等の枠の縦幅は、全て同一とすること。
 - 六 各参議院名簿登載者の氏名の間隔は、全て同一とすること。
 - 七 略称のない参議院名簿届出政党等については、略称の欄は空欄とすること。
- 附 則
- この告示は、公布の日から施行する。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)